

中小・小規模企業の「人材対策事業」

二次補正予算の「人材対策事業」により、中小・小規模企業が求める人材を確保し、雇用問題にも資する。

予算額は、ジョブカフェ事業(15億円程度)と合わせて140億円、3年間続けて行う事業(効果をチェックしながら逐次改善)。

○事業の趣旨

①普段は大企業に向かいがちな人材を、地域の中小・小規模企業に「橋わたし」する。

②職を失った人やこれから職を求める学生が、地域の中小・小規模企業が求める人材になるよう、分野ごとに必要となる知識、技能を身につけてもらう「実践型研修」を行う。

○事業の概要

二次補正予算により、「橋わたし」と「実践型研修」の2類型、全20事業を実施

(橋わたし)

① 全国の大学、高専の協力を得て、大学生、高専生、求職者向けに行う就職説明会。経営者の顔の見える形での情報発信。

(実践型研修)―― 現場での実業研修も行う。

②-1 商業サービス業、ものづくり、観光、農商工連携の4分野で、商工会議所、商工会等が人材育成コースを開催。

②-2 太陽光発電システムの設置、省エネ・バリアフリー改修など、住宅工事に必要な人材を育成。

②-3 商店街での創業を支援。

②-4 海外市場を目指す中小企業の人材を育成。

○事業の規模

① 合同就職説明会は年間25,000社の参加、15,000人の就職を目指す。

② 分野ごとの人材の育成を通じて、年間10,000人規模の雇用に結びつける。

橋わたし

実施主体:商工会議所、商工会、中央会 等
場所:大学、高専 等

求職者向け
大学生向け
就職説明会
25,000社

インターンシップ
200人

基礎力養成研修
(合宿型、通学型)

1,200人

場所:中小企業大学校等

実践型研修

実施主体:商工会議所、商工会、中央会 等
場所:中小企業 等

<人材育成コース>

・ものづくり	3,000人
・農商工連携	1,000人
・商業・サービス業	7,000人
・太陽光発電システムの設置、 省エネ・バリアフリー改修	4,000人
・観光・集客サービス業	6,000人
・総合エネルギー販売業	3,000人
計	24,000人

商業・サービス業の創業支援 300人

海外市場の開拓 300社

1. 人材対策事業の全体図

	橋わたし	実践型研修
高校生		
高専生	<p>1. 中小企業の魅力発信と、地域ごと、大学ごとの就職説明会</p> <p>【事業概要】 ①大学の施設等における合同説明会の開催 <u>25,000社／年</u> ②地域魅力発見バスツアー事業 <u>10,000人／年</u> ③中小企業魅力発信レポートの作成 <u>200社／年</u></p>	<p>2. 就職支援型インターンシップ</p> <p>【事業概要】 ①国内中小企業でのインターンシップ(1ヶ月程度) ②海外現地法人でのインターンシップ(2ヶ月程度)</p>
大学生・大学院生		<p>4. ものづくり分野の人材確保・育成</p> <p>【事業概要】 ①企業との連携による若年ものづくり人材の育成 ②高度ものづくり人材の育成</p> <p>計500人／年</p>
内定取消者・就職浪人		<p>3. 即戦力研修</p> <p>【事業概要】 ①合宿型研修 ②通学型研修</p> <p>計1,200人／年</p>
求職者		<p>4. ものづくり分野の人材確保・育成</p> <p>【事業概要】 ③ものづくり担い手人材育成事業</p> <p>計3,000人／年</p>
中小企業経営者／従業員		<p>5. 農商工等連携の人材育成</p> <p>【事業概要】 ・農商工連携に必要な知識を習得するための講義、農場等での実地研修</p> <p>計1,000人／年</p>
		<p>6. 中小商業・サービス業の人材育成</p> <p>【事業概要】 ①太陽光発電システムの設置 ②省エネ・バリアフリー改修工事 ③観光・集客サービス業 ④総合エネルギー販売業</p> <p>計7,000人／年</p>
		<p>7. 新業務展開等の人材育成</p> <p>【事業概要】 ①商店街での起業者向け研修</p> <p>計300人／年</p>
		<p>8. 海外市場の開拓</p> <p>【事業概要】 ・英文HP作成、海外販売促進研修</p> <p>計300社／年</p>
	<p>(緊急支援)中小・小規模企業の緊急支援事業</p> <p>【事業概要】 中小・小規模企業の経営相談の一環として、中小企業緊急雇用安定助成金制度の説明や申請支援等を実施</p>	

《緊急支援事業》 中小・小規模企業の緊急支援事業

【事業趣旨】

中小・小規模企業においては、急激な経済情勢の悪化を受け、雇用調整等の動きが拡大している。

こうした中、昨年12月には、従来の雇用調整助成金制度を拡充した中小企業緊急雇用安定助成金制度が創設され、支給要件の緩和、助成内容の拡充等が行われたところであり、現在、中小・小規模企業においてはその利用を希望する事業主が大幅に増加してきている。

このため、本制度の利用を希望する、中小・小規模企業に対し、経営支援の一環として、本制度の更なる周知や利用促進支援等を実施する。

※中小企業緊急雇用安定助成金

従来の雇用調整助成金を見直し、平成20年12月に創設した制度。

急激な景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成する制度。

【実施する事業の内容】

商工会議所等中小企業支援機関(50～100カ所程度)において、中小企業診断士等を活用し、中小・小規模企業の経営相談の一環として、中小企業緊急雇用安定助成金制度の説明や申請手続き支援を行うことにより、中小・小規模企業の負担軽減に努める。

【アクションプラン】

3月末から実施予定